# 貴社・事業所の基本情報

**問１－１．**貴社・事業所の概要

※個別の企業名，事業所名、担当部局名，担当者名等が特定される情報は一切公表致しません。

※御記入いただいた個人情報はアンケート調査事業以外には使用致しません。

|  |  |
| --- | --- |
| 貴社・事業所 |  |
| 従業員数（☑を記入）※派遣や臨時も含む | **□**1-5，**□**6-20，**□**21-100，**□**101-1000，**□**1001-10000，**□**10001人以上 | 資本金 | 万円 |
| ご回答者の連絡先 | 所属部署： |
| 氏名：  |
| TEL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX： |
| E-mail： |

|  |
| --- |
| **問１－２．**貴社・事業所が行っている木材関連事業について，**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 国内の森林（自社林を含む）での原木生産 |
| ２ | 海外の森林（自社林を含む）での原木生産 |
| ３ | 木材・木材製品※の第三国貿易 |
| ４ | 原木の輸入 |
| ５ | 木材製品※の輸入 |
| ６ | 国内での原木流通 |
| ７ | 木材加工（製材，プレカット，合板や木質ボードなどの製造） |
| ８ | 木材を材料とする家具製造 |
| ９ | 木材製品※の国内流通 |
| 10 | 木材を材料とする建築・建設 |
| 11 | 木材を原料とする紙・パルプ製造 |
| 12 | 木質バイオマスを燃料とする発電 |
| 13 | 木材・木材製品※の消費者向け小売 |
| 14 | 木材・木材製品※の輸出 |
| 15 | その他の木材・木材製品※を扱う事業 |
| 具体的に（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 16 | 木材・木材製品※を扱っていない |

 |  | ※木材製品とは、製材品、合板、木質ボード、木材チップ、紙・パルプ、家具、文房具、割り箸など*問１－２で6～15を選択された方は，問1-３もお答えください***問１－３．**これらの事業の商品や原料となる木材・木材製品の調達先として**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 国内の森林所有者または素材生産業者　※問１－２の１ |
| ２ | 海外から原木・木材製品を輸入している事業者（商社など）　※問１－２の４または５ |
| ３ | その他国内の事業者（原木・製材品流通事業者，建材事業者など）※問１－２の６～９ |

*16の方は、問１－３以降の質問の回答は不要です。御協力ありがとうございました* |

**問１－４．**貴社・事業所は**過去一年間**に**国産材またはその製品，外国産材またはその製品**を調達されましたか？**おおよその調達量**（年間丸太取扱量／原木投入量／原材料投入量／製品取扱量）を，体積と金額の両方，またはわかる方だけご記入ください。

※第三国貿易は除いてお答えください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | おおよその体積（単位に○をつけてください） | おおよその金額 |
| １ | 国産材またはその製品 | 立米／トン | 万円 |
| ２ | 外国産材またはその製品（国内で加工された製品も含む） | 立米／トン | 万円 |
| ３ | 調達した木材が，国産材か外国産材か分からない |

２を選択された方は、その外国産材の産地として**主なものの番号全てに〇**をつけてください。また，**外国産材またはその製品の総調達量の中での割合**をご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 産地 | 外国産材またはその製品の総調達量中の割合 |
| ４ | 北米 | 割 |
| ５ | 欧州 | 割 |
| ６ | 東南アジア | 割 |
| ７ | ロシア | 割 |
| ８ | その他地域 | 割 |
| 具体的に（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ９ | 産地不明 | 割 |

※「産地」とは木材が加工された場所ではなく，その木が生えていた場所とします。例：ロシアから中国に輸入された原木が，中国で木材製品に加工され，さらに日本に輸入された場合，その産地は「ロシア」。

# 違法伐採・取引由来の木材への認識

生産国の法律や条例に違反して木材を伐採したり，取引をしたりする「違法伐採・取引」が現在も根絶されておらず，生産国の自然環境や地域社会，公正な商取引に負の影響を与えています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **問２－１．**貴社・事業所ではこの状況をどのレベルで認識・共有されていますか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 社長や役員、事業所の責任者レベルで認識・共有 |
| ２ | 調達・販売担当部署レベルで認識・共有 |
| ３ | 調達・販売担当者レベルで認識・共有 |
| ４ | 今回初めて聞いた |

 |  | **問２－２．**現在国内で流通している木材・木材製品の中には，違法伐採・取引された木材に由来するものが含まれていると思いますか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 国産材・輸入材双方に含まれている |
| ２ | 国産材には含まれている |
| ３ | 輸入材には含まれている |
| ４ | 日本で流通する木材・木材製品には含まれていない |
| ５ | 分からない |

 |

# 違法伐採由来の木材に関する貴社・事業所の対策

**問３－１．**貴社・事業所が調達されている木材の中に，違法伐採・取引に由来する木材・木材製品が含まれる可能性があると思いますか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 可能性は否定できない |
| ２ | 含まれているとは考えられない |
| ３ | 分からない |

**問３－２．**貴社・事業所には，**違法伐採木材への対策**（調達されている木材・木材製品の中に，違法伐採・取引に由来するものが混入しないようにする）**を監督・担当している部署**もしくは担当者がいますか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 環境・CSRに関する部署が監督・担当している |
| ２ | 調達に関する部署が担当している |
| ３ | その他の部署が担当している（部署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４ | 担当の部署は設けていないが，担当者を置いている |
| ５ | 特定の部署，担当者は設けていない |

**問３－３．**貴社・事業所では木材・木材製品の**合法性や持続可能性に関する調達方針**を定めていますか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 特に定めていない |
| ２ | 策定しているが，社外に公開はしていない |
| ３ | 策定しており，社外に公開もしている |

**問３－４．**貴社・事業所が調達しようとしている木材・木材製品の中に，違法伐採・取引に由来するものが混入している可能性がある場合，どのように対応する方針ですか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 購入先に詳細を問い合わせるなど，違法伐採・取引由来の木材・木材製品ではないか十分確認し，必要であれば取引を避けるなどの判断を行う |
| ２ | 違法伐採・取引由来の木材・木材製品であるか，購入先からの書類をもとに判断を行う |
| ３ | 自社が行っている取引が合法である限り，通常どおり取引する |
| ４ | 方針は決まっていない |

**問****３－５****．**林野庁「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年）」に基づく「**合法木材・木材製品**（※）」について，貴社・事業所の対応として**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |
| --- |
| ※「合法木材・木材製品」とは、法律や条例を遵守して生産・取引された木材・木材製品のうち，個別の製品の合法性が書面（証明書や伝票への記載）によって証明されたものをいいます。林野庁ガイドラインでは，具体的な合法性の証明方法として，以下の3つが挙げられています。* 森林認証を活用する証明方法（具体例：FSC, SGEC）
* 業界団体の自主的行動規範と，その認定を受けた事業者による証明
* 個別事業者の独自の取組による証明方法

合法木材供給認定事業者などの取引先から購入した，明らかに違法伐採・取引由来ではない木材・木材製品であっても，個別の木材・木材製品について合法性証明書類が付随していなければ，「合法木材・木材製品」とはならない点にご注意ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 「合法木材・木材製品」の制度について理解しておらず、取引もしたことはない |
| ２ | 自主的行動規範を制定した業界団体から認定を受けているが、実際に「合法木材・木材製品」の取引を行ったことはない |
| ３ | 現在「合法木材・木材製品」の取引を行っている |
| ４ | 以前は「合法木材・木材製品」を取引していたが，現在は行っていない |

*以下問３－６から問３－１０は，問３－５で３または４を選択された方への質問です。１，２を選択された方は，問４へお進みください。*

**問３－６．**貴社・事業所が林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」を調達されている／された**理由や目的**として**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 貴社・事業所の企業イメージ向上のため |
| ２ | 従業員の士気の向上のため |
| ２ | 環境団体からの要請があったため |
| ３ | 業界団体から要請・指導があったため |
| ４ | 顧客からの要望があったため |
| ５ | 国や地方公共団体への販売（公共調達） |
| ６ | 木材利用ポイントの活用 |
| ７ | 合法木材使用が要件となっている都道府県産材補助制度の活用 |
| ８ | 合法木材使用が要件となっている長期優良住宅普及促進事業の活用 |
| ９ | 合法木材使用が要件となっている地域型住宅ブランド化事業，グリーン化事業の活用 |
| 10 | 合法木材が要件となっている再生可能エネルギー固定価格買取制度の活用 |
| 11 | 海外への木材・木材製品の輸出に必要であったため |
| 12 | その他の理由や目的（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**問３－７．過去一年間**に貴社・事業所が**調達および販売**された木材・木材製品のうち，林野庁ガイドラインに基づく**「合法木材・木材製品」は取扱量の何割を占めましたか？**国産材，外材ごとにお答えください。取り扱われなかった場合は「**無し**」，把握されていない場合は「**不明**」に○をしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国産材またはその製品の中での割合 | 外国産材またはその製品の中での割合 |
| **調達**された木材・木材製品について（自社林からの生産は除く） | 割 | 無し/不明 | 割 | 無し/不明 |
| **販売**された木材・木材製品について※合法木材・木材製品を原料としているだけでなく，貴社自身が合法性を証明する書類（証明書や伝票への記載）の発行を行った木材・木材製品の割合 | 割 | 無し/不明 | 割 | 無し/不明 |

**問３－８****．過去一年間に**、貴社・事業所が林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」を**調達**された際，その合法性をどのように**確認**されましたか？**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。また確認方法ごとに，おおよその**割合も御記入ください**。
※例：調達した合法木材の全量について団体認定による合法性証明書が付随していることを確認したが，そのうち半分については森林認証マークによっても合法性を確認した場合，２に「10割」，１に「5割」を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 調達された合法木材・木材製品の中での割合 |
| １ | 森林認証制度によって確認した | 割 |
| ２ | 自主的行動規範を持つ業界団体に認定された事業者からの合法性証明書類を確認した | 割 |
| ３ | 事業者独自の仕組みを確認した | 割 |
| ４ | 国内の森林所有者や素材生産者からの書類を確認した（国産材の原木購入業者のみ） | 割 |
| 当てはまる番号に〇をつけるか，自由に御記入ください。①伐採届　　②保安林伐採許可証③その他（書類名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５ | 生産国の政府や輸出業者からの証明書類を確認した（木材・木材製品輸入業者のみ） | 割 |
| 当てはまる番号に〇をつけるか，自由に御記入ください。①輸出許可証　　　　②V-Legal（インドネシアなど）　　　③原産地証明書　　　④伐採証明書⑤団体認定書（ロシアなど）⑥その他（書類名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ６ | その他の確認方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 割 |
| ７ | 過去一年間に合法木材・製品の調達はしなかった |

**問３－９****．過去一年間に，**林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」を**販売された**際，その合法性をどのように**証明**されましたか？**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。また証明方法ごとに，おおよその**割合も御記入ください**。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 販売している合法木材の中での割合 |
| １ | 森林認証制度によって証明した | 割 |
| ２ | 自主的行動規範を持つ業界団体の認定の下に，合法性証明書の発行や，伝票への記載を行った | 割 |
| ３ | 事業者独自の仕組みによって証明した | 割 |
| ４ | その他の証明方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 割 |
| ５ | 過去一年間に合法性の証明をつけた木材・木材製品の販売は行わなかった |

**問３－１０．**貴社・事業所が林野庁ガイドラインに基づく「合法木材・木材製品」の取り扱いをする際に感じておられる課題・問題点として，**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。その他を選択した方は、具体的に**御記入ください**。

|  |
| --- |
| （１）購入・調達時の課題・問題点 |
| １ | 書類などによって合法性が確認できる木材・木材製品の供給量が十分でない |
| ２ | 合法木材・木材製品は価格が高い |
| ３ | 合法性確認の書類を請求することに手間がかかり、コストアップの一因となる |
| ４ | 購入先からの合法性証明書類の信頼性に疑問 |
| ５ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| （２）管理・加工時の課題・問題点 |
| ６ | 分別管理の手間がかかり、コストアップの一因となる |
| ７ | 帳簿管理の手間がかかり、コストアップの一因となる |
| ８ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| （３）販売時の課題・問題点 |
| ９ | 合法性証明の書類を作成することに手間がかかり、コストアップの一因となる |
| 10 | 合法木材・木材製品の需要が少ない |
| 11 | 合法木材・木材製品を販売しても収益上のメリットが無い |
| 12 | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

# クリーンウッド法への認識・対応

**問４－１．**平成２９年５月から「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）」が施行されます。クリーンウッド法について，ご存知ですか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 内容も含めてある程度知っている |
| ２ | 実施されることについては知っているが，詳細は理解していない |
| ３ | 知らない |

**問４－２．**クリーンウッド法は木材関連事業者に対し，合法伐採木材を利用する努力を求めています。貴社・事業所はどのように対応する方針ですか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 調達している木材・木材製品の全量を合法伐採木材とする |
| ２ | 合法伐採木材の調達を始める。または調達量を増加させる |
| ３ | 現状維持 |
| ５ | 未定 |
| ６ | その他の対応方針（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**問４－３．**クリーンウッド法では，合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じる事業者を「登録木材関連事業者」として登録する制度が設けられました（８条，１３条１項）。**登録木材関連事業者**制度について，貴社・事業所はどのように対応する方針ですか？**あてはまる番号１つに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 全社として登録をする方針である |
| ２ | 事業や品目の一部を登録する予定である（第二種木材関連事業者のみ可） |
| ３ | 施行状況を見てから登録の実施の可否を判断する |
| ４ | 登録制度を理解しているが，今のところ，登録をする予定はない |
| ５ | 登録制度について理解してないので，未定である |
| ６ | その他の対応方針（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**問４－４．**貴社・事業所にとって必要であると考えている**デューディリジェンス**の内容は，**具体的にはどのようなものですか**？**あてはまる番号全てに〇**をつけてください。

|  |
| --- |
| クリーンウッド法においては，原木購入事業者や木材・木材製品の輸入業者など川上の木材関連事業者（「**第一種木材関連事業者**」）は，樹種名や伐採国，伐採国における法令の執行状況，必要であれば流通経路なども確認するなどの措置（**デューディリジェンス**）をとることが求められています（同法６条および省令案「合法伐採木材などの流通及び利用の促進に関する法律施行規則（案）（平成２９年２月）」） |

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 特に確認が必要な点はない |
| ２ | 木材・木材製品の購入先の信頼性や、登録木材関連事業者への登録、合法伐採木材の取扱い状況などを確認する |
| ３ | 木材・木材製品の直接の購入先だけではなく，原産地までの流通経路全体について確認する |
| ４ | 購入する木材・木材製品について，樹種や伐採地域などの情報を確認する |
| ５ | 生産国における伐採や取引に関する法令やその執行状況を，NGOなど第三者による情報を参考に確認する |
| ６ | 購入先に対し，トレーサビリティシステムの導入状況など，合法性を担保するために必要なシステムの有無について確認する |
| ７ | 購入先に対し，森林認証など合法性に関する第三者認証を取得していることを確認する |
| ８ | その他の方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

# 日本政府への要望

**問５－１．**クリーンウッド法では「国は，合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

特に**日本政府に求めたい具体的な措置**として，当てはまる**番号全てに〇**をつけてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 消費者への，「合法木材・木材製品」やクリーンウッド法の意義や内容の普及啓発 |
| ２ | 木材関連事業者への，クリーンウッド法の詳細に関する情報提供・相談の受付 |
| ３ | 木材・木材製品の合法性や登録木材関連事業者を確認できるデータベースの整備・提供 |
| ４ | 登録木材事業者の優良な取組の公表 |
| ５ | 合法性確認や証明にかかるコストへの補助制度 |
| ６ | 合法木材・木材製品や登録木材関連事業者への税制上の優遇措置 |
| ７ | 登録木材関連事業者への建築に関する規制の緩和措置 |
| ８ | 日本国内の木材関連事業者に対する報告徴収，立入検査 |
| ９ | 生産地・生産国における合法証明制度やその信頼性に関する情報収集・公開 |
| 具体的な生産地・生産国（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 10 | 生産国における合法性証明制度の整備や，その信頼性向上に関する国際協力・交渉 |
| 具体的な生産国（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 11 | その他の措置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**問５－２．**その他，クリーンウッド法など国の違法伐採対策に関する御要望や御提案などがありましたら自由に御記入ください。

|  |
| --- |
|  |

お忙しい中御協力頂き，ありがとうございました。